

○農林水産省令第十二号

農林水産省における行政文書の用紙規格のA判化を実施するため、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律及び関係政令を実施するため、肥料取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成五年四月一日

農林水産大臣 田名部匡省

肥料取締法施行規則等の一部を改正する省令

(植物防疫法施行規則の一部改正)

第二条 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五号様式、第二十六号様式、第二十七号様式、第二十九号様式、第三十号様式、第三十一号様式、第三十三号様式、第三十四号様式及び第三十六号様式中、「日本標準規格B4」を「日本工業規格A4」に改める。

21

附 則
この省令は、公布の日から施行する。
この省令による改正前の
植物防疫法施行規則。

3 「関係省令」という。に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。
平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

(以下